

○十和田市十和田湖観光交流センター条例

平成26年 9 月 1 日

条例第23号

改正 平成31年 2 月 28日 条例第 2 号

平成31年 3 月 20日 条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、十和田市十和田湖観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 十和田湖、奥入瀬溪流等の観光に関する情報、市民との交流の場等を提供することにより、本市の魅力の発信及び賑わいの創出を図り、もって本市の観光の振興及び地域社会の活性化に資するため、観光交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 観光交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
十和田市十和田湖観光交流センター	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地

(入館の拒否等)

第4条 市長は、観光交流センターに入館しようとする者又は入館している者が次の各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるときは、観光交流センターへの入館を拒否し、若しくは観光交流センターから退去させ、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為
- (3) 観光交流センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失する行為
- (4) 職員の指示に従わない行為
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にな

ると認められる行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、観光交流センターの管理上支障がある行為
(使用の許可)

第5条 観光交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用を開始する前に別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者又は使用者が観光交流センターの使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 第4条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(2) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第2項の許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、観光交流センターの使用が終了したとき、使用の許可を取り消されたとき、使用の停止を受けたとき、又は使用の制限を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 観光交流センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に観光交流センターの管理を行わせることができる。

(平31条例2・追加)

(指定管理者の管理の基準及び業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に観光交流センターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うとともに、法令、条例、規則その他市長の定めるところに従い、観光交流センターの管理を行わなければならない。

- (1) 観光交流センターの使用の許可に関する業務
- (2) 観光交流センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 観光の情報提供及び振興に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平31条例2・追加)

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用料金の納付等)

第15条 第13条の規定により指定管理者に観光交流センターの管理を行わせることとした場合は、使用者は、第6条の規定にかかわらず、その使用に係る料金

を利用料金として当該指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に規定する使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

(平31条例2・追加)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平31条例2・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月8日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の許可の申請その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成31年条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第20号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(十和田市行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置)

第3条 施行日前に申請をした施行日以後の使用等に係る使用料等は、施行日前においても、次に掲げる規定の例によりそれぞれ徴収する。ただし、平成31年6月30日までに使用等(平成32年3月31日までの使用等に限る。)の申請をしたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

(1) 第1条の規定による改正後の十和田市行政財産使用料徴収条例第2条第

2 項

- (2) 第2条の規定による十和田市法定外公共物管理条例別表
 - (3) 第17条の規定による改正後の十和田市産業振興施設条例別表
 - (4) 第19条の規定による改正後の十和田市奥入瀬湧水館条例別表
 - (5) 第20条の規定による改正後の十和田市奥入瀬ろまんパーク条例別表第1及び別表第2
 - (6) 第21条の規定による改正後の十和田市十和田湖温泉スキー場条例別表
 - (7) 第24条の規定による改正後の十和田市馬事公苑条例別表第1から別表第3まで
 - (8) 第25条の規定による改正後の十和田市現代美術館条例別表第1及び別表第2
 - (9) 第26条の規定による改正後の十和田市観光物産交流施設条例別表
 - (10) 第27条の規定による改正後の十和田市十和田湖観光交流センター条例別表
 - (11) 第29条の規定による改正後の十和田市都市公園条例第9条第2項
 - (12) 第30条の規定による改正後の十和田市道路占用料徴収条例第3条及び別表
 - (13) 第31条の規定による改正後の十和田市準用河川管理条例第9条第2項
 - (14) 第37条の規定による改正後の十和田市学習等供用施設条例別表
 - (15) 第38条の規定による改正後の十和田市民文化センター条例別表
- 別表（第6条、第15条関係）

（平31条例2・平31条例20・一部改正）

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
交流室1	730円	970円	730円	2,430円
交流室2	450円	610円	450円	1,510円

備考

- 1 暖房を使用する場合の使用料は、使用の許可を受けた区分の使用料に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 使用の時間帯の区分に定める時間以外に使用した場合の1時間当たりの使用料は、全日の区分の額を10で除して得た額とする。
- 3 1及び2の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。